

改正

昭和53年12月25日
昭和54年3月29日
昭和54年7月14日
昭和58年8月2日
昭和59年3月19日
昭和62年4月13日
平成2年11月2日
平成7年12月22日
平成11年12月22日
平成16年3月5日
平成16年8月23日
平成17年5月20日
令和元年5月30日
令和2年3月16日
令和6年2月13日
令和6年9月3日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人産業医科大学という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

産業医科大学 大学院医学研究科
 医学部医学科
 産業保健学部 看護学科 産業衛生科学科

(収益事業)

第5条 この法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第19条の規定による事業を行う。

2 この法人が前項の規定により行う事業は、社会福祉・介護事業とする。

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上17名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 この法人に、18名以上26名以内の評議員を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事4名以内、評議員5名以上6名以内とする。

2 理事選任機関の構成員は、理事については理事会の決議、評議員については評議員会の決議によって選任する。

- 3 理事選任機関の構成員の任期は、3年とする。
- 4 理事選任機関の構成員は、理事又は評議員を退任した場合であっても、理事選任機関の構成員としての地位を失わないものとする。
- 5 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。
- 6 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 7 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第5項に規定する者をいう。以下この項及び第31条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 10 理事選任機関の運営に関し必要な事項は、学校法人産業医科大学理事選任機関運営規程で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

（理事の選任等）

第8条 理事は、次の各号に掲げる者であって、理事選任機関において選任したものとする。

- (1) 産業医科大学学長
 - (2) 産業医科大学病院長
 - (3) 評議員会において推薦された者 8名以内
 - (4) 労働行政、医学教育又は大学経営について専門的知識又は経験を有する者のうちから理事会において推薦された者 7名以内
- 2 前項第1号及び第2号に定める理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が10名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。
- 4 この法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

（理事の資格及び構成）

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）

第10条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち1名を専務理事とし、理事会の決議によって選定する。専務理事を解職するときも、同様とする。

4 理事（理事長及び専務理事を除く。）のうち1名以上3名以内を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

5 専務理事及び常務理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

7 専務理事及び常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めるところにより、専務理事又は常務理事がその職務を行う。

(代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第17条 理事長、専務理事及び常務理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(表見代表理事)

第18条 この法人は、理事長以外の理事に理事長その他この法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うこととする。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第19条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治29年法律第89号）第108条の規定は、前項の承認を受けた取引については、適用しない。

3 この法人において、第1項各号に規定する取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(理事会の招集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求する

ことができる。

- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の運営)

第21条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第31条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の決議)

第22条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (3) 基本財産の処分
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 残余財産の帰属者の決定
- (6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併

- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第23条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の議事録)

第24条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載し書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 理事会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨
 - イ 第20条第3項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 第20条第4項の規定により理事が招集したもの
 - ハ 第31条第1項第5号の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 第31条第2項の規定により監事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 理事会において次の各号に関する意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- イ 競業及び利益相反取引に関するもの
 - ロ 監事の職務に関する第31条第1項第3号及び第4号に関するもの
 - ハ 補償契約に基づく補償の重大な事実
- (6) 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称
- (7) 理事会議長の氏名
- 3 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
- (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 理事会の議事録には、議長、出席した理事2名以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第50条第4項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

（監事の選任等）

第25条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。
- 4 この法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

（監事の資格）

第26条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者とし、その選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第27条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第28条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第29条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

第30条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

（監事の職務）

第31条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（常勤監事の選定及び解職）

第32条 監事のうち1名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

（監事の調査権限等）

第33条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第18条で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為に対する差止め）

第34条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

（評議員の選任等）

第35条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 産業医科大学副学長（産業医科大学病院長を除く。） 1名以上2名以内
 - (2) 産業医科大学医学部長
 - (3) 産業医科大学産業保健学部長
 - (4) 産業医科大学産業生態科学研究所長
 - (5) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから、評議員会において選任した者 5名以上6名以内
 - (6) 労働行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者（第1号から第4号に規定するこの法人の職員は除く。）のうちから、評議員会において選任した者 7名以上15名以内
- 2 前項第1号から第4号に定める評議員は、その職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が18名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 この法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。
- （評議員の資格）

第36条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（評議員の任期）

第37条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第38条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

- 3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

（評議員会の構成）

第39条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第40条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 収益事業に関する重要事項
- (6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除

く寄附行為の変更

- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までにに関する寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併
(評議員会による理事の行為に対する差止めの求め)

第41条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第34条の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅延なく当該請求その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(評議員会による責任追及の訴えの求め)

第42条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(評議員会の開催)

第43条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第44条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項の評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (5) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が情報通信技術利用方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第45条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対

し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第46条 第31条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第44条第4項各号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第47条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（評議員会の運営）

第48条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（評議員会の決議）

第49条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1） 監事の解任

（2） 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（評議員会の議事録）

第50条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を記載し書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（1） 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

（2） 評議員会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨

イ 第31条第1項第5号の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ロ 第31条第2項の規定により監事が招集したもの

ハ 第44条第2項の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの

ニ 第45条第1項の規定により評議員が招集したもの

（3） 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

（4） 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

（5） 評議員会において次の各号に関する意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 第29条第3項及び第4項に規定する監事の選任若しくは解任又は辞任に関するもの

ロ 第31条第1項第3号及び第4号に規定する監事の職務に関するもの

ハ 第33条第3項に規定する理事が評議員会に提出する議案等にかかる監事の調査報告に関するもの

ニ 第55条第2項に規定する会計監査人の解任に関するもの

ホ 第56条第3項及び第4項に規定する会計監査人の選任及び解任等に関するもの

ヘ 私立学校法第87条において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第1項及び第2項に規定する会計監査人の会計監査報告に関するもの

ト 第76条第2項に規定する事業報告及び決算に関するもの

（6） 評議員会に出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称

（7） 評議員会議長の氏名

（8） 評議員会の議事録の作成に係る職務を行った評議員の氏名

3 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、評議員会への報告があったものとみなすとされた場合には、評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

(1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(2) 評議員会への報告があったものとみなされた日

(3) 議事録の作成に係る職務を行った評議員の氏名

4 評議員会の議事録には、議長、出席した評議員2名以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第51条 理事長、専務理事、常務理事、この法人の職員である理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、専務理事、常務理事、この法人の職員である理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第52条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 理事長、専務理事、常務理事及びこの法人の職員である理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任等)

第53条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 この法人と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(会計監査人の任期)

第54条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第55条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第56条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第57条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

（会計監査人の職務等）

第58条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

（2） 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

（3） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（4） 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

（会計年度）

第59条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第60条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、6年ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第61条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第10章 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等

（理事長の行為についての損害賠償責任）

第62条 この法人は、理事長が学校法人の職務を行うについて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）

第63条 役員、評議員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が競業避止の規定に違反して自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、損害賠償責任を負う損害の額と推定する。

3 理事による自己又は第三者のためのこの法人との取引又はこの法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引によってこの法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

（1） 自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をした理事

（2） この法人が当該取引をすることを決定した理事及び当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

（役員等の第三者に対する損害賠償責任）

- 第64条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
- (1) 理事 次に掲げる行為
- イ 第76条に規定する計算書類及び事業報告書並びにこれらの私立学校法第103条第2項に規定する附属書類並びに財産目録に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 虚偽の登記
- ハ 虚偽の公告
- (2) 監事 第31条第1項第2号に規定する監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- (3) 会計監査人 第58条第1項に規定する会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- (役員等の連帯責任)
- 第65条 役員等がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
- (評議員会による責任の免除)
- 第66条 役員等が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、評議員全員の同意を得て、全部を免除することができる。
- 2 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって一部を免除することができる。
- 3 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- (理事会による責任の免除)
- 第67条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅延なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則第26条で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。
- (責任限定契約)
- 第68条 理事（理事長、専務理事、常務理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、この法人があらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第11章 資産及び会計

(資産)

第69条 この法人の資産は、財産目録の記載のとおりとする。

(資産の区分)

第70条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第71条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第72条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第73条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第74条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第75条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第76条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第77条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員及び評議員名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第83条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本

を交付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員及び評議員名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員及び評議員名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付することができる。

（資産総額の変更登記）

第78条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第12章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第79条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則第45条に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第13章 解散及び合併

（解散）

第80条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- （1） 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
 - （2） この法人の目的たる事業の成功の不能
 - （3） 合併
 - （4） 破産手続開始の決定
 - （5） 文部科学大臣の解散命令
- 2 この法人を解散する場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けたうえ、前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 この法人が私立学校法第135条第1項の規定による解散命令により解散するときは、事前に厚生労働大臣の承認を受けたうえ、文部科学大臣は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

（残余財産の帰属者）

第81条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、この法人の目的に類似の目的を有する法人又は国若しくは地方公共団体に帰属する。

（合併）

第82条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の承認及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第14章 補則

（情報の公表）

第83条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅延なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- （1） 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- （2） 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員及び評議員名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき
これらの書類の内容

（公告の方法）

第84条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

（施行細則）

第85条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この法人の寄附行為は、文部大臣の設立認可の日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、財団法人産業医科大学設立準備財団において定めた事業計画及び予算のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、設立認可のあつた日から、昭和53年3月31日までとする。
- 4 財団法人産業医科大学設立準備財団から譲渡を受けた財産については、譲渡を受けた時点以降、この法人がそれに係る一切の権利義務を継承する。
- 5 この法人の設立当初の理事及び監事は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事（理事長）	青木勇之助
理事	勝沼晴雄
理事	亀井光
理事	桑原章吾
理事	武見太郎
理事	武谷健一
理事	谷伍平
理事	土屋健三郎
理事	西村正也
理事	畑井照久
理事	藤縄正勝
理事	藤吉日出男
理事	山口政治
理事	山口正義
理事	和田勝美
監事	大滝四士夫
監事	桑原敬一

- 6 昭和65年3月31日までの間における評議員は、第13条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の理事又は職員（学長、教員その他の職員を含む。）で理事会において推せんされた者のうちから評議員会において選任された者 7名以内
 - (2) 労働行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者のうちから理事会において選任された者 29名以内

附 則（昭和53年12月25日）

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日）

この寄附行為は、昭和54年3月29日から施行する。

附 則（昭和54年7月14日）

この寄附行為は、昭和54年7月14日から施行する。

附 則（昭和58年8月2日）

この寄附行為は、昭和58年8月10日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和59年3月19日）から施行する。

附 則（昭和62年4月13日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和62年4月13日）から施行する。

附 則（平成2年11月2日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成2年11月2日）から施行する。

附 則（平成7年12月22日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附 則（平成11年12月22日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（平成16年3月5日）

平成16年3月5日理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月23日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年8月23日）から施行する。

附 則（平成17年5月20日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年5月20日）から施行する。

附 則（令和元年5月30日）

- 1 この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 環境マネジメント学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和2年3月16日）

令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月13日）

- 1 令和6年2月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和6年5月1日から施行する。
 - 2 この寄附行為の施行の際現に在任する評議員（改正前の第19条第1項第3号の規定により選任された評議員に限る。）については、この寄附行為の施行の日以後最初に招集される評議員会の終結の時までは、改正後の第19条第1項第3号の規定は適用せず、その選任については、なお従前の例による。
 - 3 前項に規定する評議員会において選任された評議員の任期は、第22条で準用する第9条第1項の規定にかかわらず、同評議員会の終結の時から開始し、令和8年3月31日に満了する。
 - 4 附則第2項に規定する評議員会の終結後最初に招集される評議員会において、第6条第1項第3号の規定により選任された理事の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、同評議員会の会議開催の日の翌日から開始し、令和8年3月31日に満了する。
- 附 則（令和6年9月3日）
- 1 令和6年9月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、常勤監事及び会計監査人に関する規定は、令和7年4月1日以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から施行する。この場合において、令和7年4月1日以降最初に招集される定時評議員会終結時を任期の始期として選任された監事の任期は、第27条第1項の規定にかかわらず、令和11年4月1日以降最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。
 - 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年4月1日以降最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、理事と評議員を兼任している者については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
 - 3 この寄附行為の施行の際現に在任する理事又は評議員であって、私立学校法第31条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、令和8年3月31日までとする。
 - 4 第3項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。